

千代台公園弓道場の概要

担当部局	生涯学習部スポーツ振興課（TEL 0138-21-3477）
所在地	函館市千代台町 27 番 8 号
目的	弓道を通じて市民の心身の健全な発達に寄与する目的をもってその利用に供するため
事業概要	弓道場の維持管理
供用期間等	期 間 1 月 4 日から 12 月 28 日まで 時 間 午前 9 時～午後 9 時まで 休場日 水曜日 ※ 市長が必要と認めるときは、供用期間もしくは供用時間を変更し、または臨時に休場し、もしくは休場日に臨時開場することがあります。
施設概要	開 設：昭和 32 年 構 造：木造平屋建 敷 地 面 積：512 m ² 建物延面積：193 m ² 施 設 内 容：射場・待機場 163 m ² 的場 30 m ² 的数 5 ヶ（射程距離 28m） 使 用 料：有
指定管理者が行う業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 弓道場の使用の許可および制限に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・使用許可申請書の受付 ・許可書の発行 ・利用料金の徴収 2 弓道場の維持管理に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・施設の解錠，施錠 ・敷地内の清掃，ゴミの処理 ・施設内の点検および修繕 ・備品の管理 ・駐車場に関すること ・管理日誌の記載 ・夜間等の警備に関すること 3 その他函館市教育委員会が定める業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・各種大会の日程調整 ・貸出物品に関すること ・来客者への対応 ・苦情対応 ・利用者の要望等への対応 (2) 設置目的を達成するために必要な事業の実施に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・弓道教室の開催 (3) その他の業務に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・市への報告等庶務業務 ・災害，事故発生時の対応 ・その他施設運営上必要な業務
施設管理運営経費	市から指定管理者へ指定管理料を支払います
条 例	函館市都市公園条例
現指定管理者	函館市弓道連盟